

## 電子化した証明書（e-証明書）の発給開始等について

令和7年2月21日  
在シンガポール日本国大使館

### 1 e-証明書の発給開始

現在、当館が発給する全ての証明書は、窓口にて紙媒体（書面）で交付していますが、令和7年3月24日以降に、オンライン在留届（ORR ネット）から申請された下表の証明書については、電子媒体の「e-証明書」（PDF ファイル）としてオンラインで交付される方式に変更となるため、来館が不要となります。

また、申請に必要な書類等は[当館ホームページ](#)にてご案内していますが、申請手順等の解説動画「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」は令和7年3月末頃に掲載予定ですので、合わせてご確認ください。

表 e-証明書として発給可能となる証明書<sup>注1</sup>

提出先	証明書名	証明内容
日本国内	在留証明	シンガポールに居住していることを和文で証明するもの。
シンガポール国内	出生証明	戸籍謄本から必要な身分事項を抜粋し、英文で証明するもの。
	独身（婚姻要件具備）証明 <sup>注2</sup>	
	婚姻証明	
	離婚証明	

注1 シンガポール国外にお住まいの方は、当館には申請できません。

注2 独身証明のうち、婚姻相手の情報を記載する様式に限っては、e-証明書での発給はできないため、当館窓口での申請・交付受けが必要です。

### 2 e-証明書に係る留意事項等

- (1) e-証明書の手数料は、クレジットカード又はブランドデビットカードによるオンライン決済が必要です。（Visa、Mastercard、JCB、Diners Club 又は American Express のカードがご利用いただけます。）
- (2) 証明書の提出先によっては、e-証明書又は申請者自身がこれを印刷したものが受理されず、従来の紙媒体形式による証明書の提出が求められるケースがあるため、あらかじめ、e-証明書による対応可否を提出先に確認いただくことをお勧めします。
- (3) 令和7年3月24日以降、在留証明、出生証明、独身証明、婚姻証明及び離婚証明について、紙媒体での交付を希望する場合は、当館窓口での申請が必要となり、この手数料の支払いは現金（シンガポールドル）となります。

### 3 その他

自動車運転免許証抜粋証明は、引き続き、オンライン・窓口による申請方法の別を問わず、当館窓口での紙媒体での交付となります。

また、戸籍記載事項証明、旅券所持証明、在留（転出）届出済証明及び警察証明については、令和7年3月24日以降、窓口のみでの申請・交付の取扱いとなります。